

平成 19 年 2 月市議会定例会提出案件

提出案件 41 件	議案 41 件	予算案件 22 件 条例案件 13 件 単行案件 6 件
-----------	---------	------------------------------------

I 予算案件

- 1 平成19年度会津若松市一般会計予算
- 2 平成19年度会津若松市水道事業会計予算
- 3 平成19年度会津若松市国民健康保険特別会計予算
- 4 平成19年度会津若松市老人保健特別会計予算
- 5 平成19年度会津若松市湊町簡易水道事業特別会計予算
- 6 平成19年度会津若松市西田面簡易水道事業特別会計予算
- 7 平成19年度会津若松市観光施設事業特別会計予算
- 8 平成19年度会津若松市下水道事業特別会計予算
- 9 平成19年度会津若松市地方卸売市場事業特別会計予算
- 10 平成19年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計予算
- 11 平成19年度会津若松市農業集落排水事業特別会計予算
- 12 平成19年度会津若松市介護保険特別会計予算
- 13 平成19年度会津若松市個別生活排水事業特別会計予算
- 14 平成19年度会津若松市三本松地区宅地整備事業特別会計予算
- 15 平成18年度会津若松市一般会計補正予算（第6号）
- 16 平成18年度会津若松市水道事業会計補正予算（第4号）
- 17 平成18年度会津若松市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 18 平成18年度会津若松市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 19 平成18年度会津若松市下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 20 平成18年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）
- 21 平成18年度会津若松市物流ネットワークシティ事業特別会計補正予算（第2号）
- 22 平成18年度会津若松市介護保険特別会計補正予算（第4号）

II 条例案件

1 会津若松市特別会計条例の一部を改正する条例

この案件は、物流ネットワークシティ事業の廃止に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

会津若松市物流ネットワークシティ事業特別会計を廃止することとした。

(2) 施行期日等

① 平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。

② 必要な経過措置を定めることとした。

2 会津若松市副市長の定数を定める条例

この案件は、副市長の定数を定めるため、条例を制定しようとするものです。

(1) 制定内容

副市長の定数を 1 人とする事とした。

(2) 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。

3 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

この案件は、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 次の条例中「助役」の用語を「副市長」に改め、「収入役」の用語等を削ることとした。
 - ア 会津若松市職員定数条例
 - イ 特別職の職員の給与に関する条例
 - ウ 会津若松市職員の退職手当に関する条例
 - エ 会津若松市特別職報酬等審議会条例
 - オ 会津若松市職員等の旅費に関する条例
- ② 次の条例中「吏員」の用語を「職員」に改めることとした。
 - ア 会津若松市税条例
 - イ 会津若松市改良住宅条例
- ③ 会津若松市行政財産使用料条例において引用する地方自治法の条項移動に伴う、条文の整備を行うこととした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

4 会津若松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、国家公務員等の休息時間の廃止に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 休息時間を廃止することとした。
- ② 地方公営企業労働関係法の題名改正に伴い、条文の整備を行うこととした。

(2) 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、(1)②は、公布の日から施行することとした。

5 会津若松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、一般職の国家公務員等の給与改定に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 3人目以降の子等に係る扶養手当の月額を6,000円とすることとした。
- ② 管理職手当の額を定率制から定額制に改めることとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成19年4月1日から施行することとした。
- ② この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。
- ③ 管理職手当の額を定率制から定額制に改めることに伴い、会津若松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年会津若松市条例第5号)について、必要な条文の整備を行うこととした。

6 会津若松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、特殊勤務手当の見直しに伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 17項目の特殊勤務手当のうち、11項目の特殊勤務手当を廃止することとした。
- ② 特殊勤務手当の支給対象業務等は、次のとおりとすることとした。
 - ア 滞納処分業務手当は、滞納処分による差押えをした後に行われる交渉の業務等に従事したときに支給する。
 - イ 動物死体処理作業手当は、犬、猫等の損壊した死体の処理作業に従事したときに支給する。
 - ウ 社会福祉業務手当は、行旅死亡人又は変死体の処理に従事したときに支給する。
 - エ 現場作業手当は、重大な災害が発生した現場で行う応急作業等及び深夜等における除排雪作業に従事したときに支給する。
 - オ 用地交渉業務手当は、同一の者と反復継続して行う用地交渉の業務に従事したときに支給する。

(2) 施行期日等

- ① 平成19年4月1日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

7 会津若松市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、重度心身障害者医療費の助成対象者の見直しに伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

市外の病院、施設等に入院等をしている重度心身障害者のうち、入院等をする際に本市に住所を有していたものを医療費助成の対象者とする事とした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

8 会津若松市地域生活支援事業の利用料に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、障がい児タイムケア事業の見直しに伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 障がい児タイムケア事業の名称をタイムケア事業とする事とした。
- ② タイムケア事業の利用料の額を 1 時間 200 円とする事とした。

(2) 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。

9 会津若松市放課後児童健全育成事業に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、神指こどもクラブの開設等に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 神指こどもクラブにおいて放課後児童健全育成事業を実施することとした。
- ② 河東こどもクラブにおける放課後児童健全育成事業の実施場所を河東学園小学校内とすることとした。
- ③ 児童福祉法及び学校教育法の一部改正に伴う条文の整備を行うこととした。

(2) 施行期日

(1)①は平成 19 年 4 月 6 日から、(1)②及び(1)③のうち学校教育法の一部改正に係る部分は平成 19 年 4 月 1 日から、(1)③のうち児童福祉法の一部改正に係る部分は公布の日から施行することとした。

10 会津若松市農村環境改善施設条例の一部を改正する条例

この案件は、会津若松市河東農村環境改善センターの管理を指定管理者に行わせるため並びに同センター及び会津若松市北会津農村環境改善センターの使用料等の見直しに伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 農村環境改善施設の開館時間及び休館日を定めることとした。
- ② 市長は、指定管理者に農村環境改善施設の管理を行わせることができることとした。
- ③ 指定管理者が行う業務は、営農、農山村の生活環境の改善等に関する業務、農村環境改善施設の利用に関する業務、農村環境改善施設の利用料金に関する業務及び施設等の維持管理に関する業務とすることとした。
- ④ 利用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならないこととした。利用料金の額は、条例に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めることとした。
- ⑤ 会津若松市北会津農村環境改善センター及び会津若松市河東農村環境改善センターの使用料の改定等を行うこととした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

11 会津若松市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

この案件は、福島県卸売市場条例の一部改正等に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

付属営業人の呼称を関連事業者に改めるなど、必要な条文の整備を行うこととした。

(2) 施行期日等

- ① 公布の日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

12 都市計画法第 34 条第 8 号の 4 及び都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ハに基づく開発許可等に関する条例

この案件は、市街化調整区域における開発許可等の基準について必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものです。

(1) 制定内容

市街化調整区域に係る開発行為等で市街化の促進のおそれ等がないと認められるものは、分家住宅の建築、収用対象事業の施行に伴う建築物等の移転等及び地区集会所等の建築に係る開発行為等とすることとした。

(2) 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。

13 会津若松市下水道条例等の一部を改正する条例

この案件は、下水道法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 会津若松市下水道条例について、亜鉛及びその化合物の排水基準を強化することとした。
- ② 会津若松市下水道条例、会津若松市農業集落排水処理施設条例及び会津若松市個別生活排水事業条例について、①の改正に伴う条文の整備を行うこととした。
- ③ 会津若松市農業集落排水処理施設条例について、処理水が猪苗代湖に放流される処理区域における窒素及び燐の排水基準を強化することとした。

(2) 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。

III 単行案件

1 会津若松地方広域市町村圏整備組合同規約の変更について

この案件は、地方自治法の一部改正に伴い、所要の措置を講じようとするものです。

2 会津若松地方水道用水供給企業団規約の変更について

この案件は、地方自治法の一部改正等に伴い、所要の措置を講じようとするものです。

3 福島県市民交通災害共済組合同規約の変更について

この案件は、地方自治法の一部改正に伴い、所要の措置を講じようとするものです。

4 字の区域の画定について

この案件は、国土調査事業の実施に伴い、神指町の一部について、字の区域の画定をしようとするものです。

5 字の区域の画定について

この案件は、土地改良事業の実施に伴い、湊町の一部について、字の区域の画定をしようとするものです。

6 字の区域の変更について

この案件は、土地改良事業の実施に伴い、大戸町の一部について、字の区域の変更をしようとするものです。